

令和5年度 いじめ防止基本方針

平成26年4月 制定
令和5年10月一部改正
浜田市立雲雀丘小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、雲雀丘小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年「いじめ防止対策推進法」～法律第71号 第2条「定義」）

この定義を踏まえ、個々の事象が「いじめ」に該当するかどうかの判断は、表面的なものによるものではなく、被害を受けた児童の立場に立って判断をおこない、「いじめ」の恐れがある場合も含めて積極的に調査・指導をおこなう。

1. いじめの定義といじめ防止に向けての基本姿勢

上記の考えのもと、本校では「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。

2. いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やアンケート Q-U の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 授業改善

主体的・意欲的な追求活動の中で学び合う喜びを感じることができる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもつことができるようにする。学習規律の定着を図る。

(3) 校内研修

いじめの「構造」やいじめ問題の「対処法」等、いじめの未然防止のための教職員の資質向上に資する校内研修の充実を図る。

(4) 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、他者と関わり合いながら、自己を見つめ、自己の生き方につ

いての考えを深めるとともに、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(5) 人権・同和教育の充実

人権・同和教育を基盤にすべての教育活動をおこない、日常の学校生活の中で児童の人権感覚を育む。また人権週間を設定し、その期間に人権について特に意識して生活することで、相手の気持ちを考えた温かい態度や言葉で接しようとする気持ちを高める。期間が終わった後もその意識を継続することができるようにする。

(6) 相談体制の整備

アンケート Q-U の結果の考察と対応策（学級集団の背景、成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。また、教育相談コーディネーターを中心に相談体制を構築し、「ほっとタイムアンケート」や、教育相談（6月・11月・2月）をおこない、児童一人ひとりの理解に努める。SC と児童が対面で面談ができる機会をもち、SC の活用ならびに児童の相談の窓口を広げられるようにする。

(7) 縦割り班活動、委員会による集会活動の実施（特別活動を含む）

異学年交流で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(8) 情報モラル教育の実施

情報端末機器の使用状況調査を適宜おこない現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をおこなう。また、メディアに関する出前授業を高学年の授業公開日に設定し、保護者にも啓発をおこなう。

(9) 関係機関や他校等との連携協力体制の整備

浜田市教育委員会「子ども・子育て支援課」や教育センター等の専門機関との情報交換や、中学校や幼稚園、保育所等との交流を実施する。

(10) 保護者、地域との連携

携帯電話、インターネット、ゲーム機等メディアに関わる情報発信をおこない、保護者への啓発をはかる。

児童の発する変化に気づいた際の相談窓口を開設し、早期発見、早期対応の大切さを伝え、協力をお願いする。

3. いじめ早期発見のための取組

(1) 全教職員による情報収集や情報共有

生徒指導に関する職員会議を定期におこない、気になる児童についての情報交換を実施する。気になる児童については全教職員で共通理解を図り、役割分担を明確にして支援、指導に当たる。

(2) 日々の観察、ノート、日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(3) アンケート調査、アンケート Q-U

「心のアンケート」「アンケート Q-U の結果」をもとに、カウンセリングのスタッフで一人ひとりの児童と直接話をして思いを汲みとる。

(4) 保護者、地域との連携

児童の発する変化に対し、保護者との連携（面談等）を密にする。

学校評議員、登下校時の見守りの方等との会議や対話を大事にし、児童の変化を見逃さないようにする。

4. いじめに対する早期対応

(1) 正確な事実確認と報告

いじめに関する相談を受けた場合は速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) 人権委員会の開催

いじめの事実が確認された場合は、人権委員会を開き、対応を協議する。

(3) 児童への指導：いじめをやめさせ、その再発を防止するために。

- ・いじめを受けた児童、保護者に対する支援
- ・いじめをおこなった児童への指導とその保護者への継続的な助言
- ・自分の問題として捉えさせるための、観衆・傍観者への指導

(4) 別室での学習

いじめを受けた児童が安心して学校生活をおくるために必要があると認められる時は、保護者と連携をとり、本人の自己決定を大切にしながら、一定期間、別室等において学習をおこなう等の措置を講ずる。

(5) 適切な情報提供

事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

(6) 必要に応じた警察との連携

犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(7) ネット上のいじめへの対応

不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

【危機管理の「さしすせそ」】

- ・最悪を想定して
- ・慎重に
- ・すばやく
- ・誠意をもって
- ・組織で対応

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)
- イ いじめにより児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席をしている場合も含む)
- ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

「いじめ防止対策推進法」より

(2) 重大事態への対処

- ◎ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。
- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して事実関係、その他の必要な情報を適切に提供
 - ④ 調査結果を学校の設置者に報告
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

6. 教職員の資質向上に資する校内研修の充実

- 「いじめ問題」についての研修：文部科学省から出ているリーフレットの活用
- 授業力向上のための研修：研究部と連携
- アンケートQ Uを活用した事例研究
- 教職員の人権意識を高める研修：人権・同和教育との連携
- 教育相談の資質を高めるための研修：体験的研修

7. いじめ対策年間指導計画

月	校内体制づくり	授業づくり・集団づくり	保護者	早期発見・対応
通年	児童に対する情報交換 (生徒会職員会議)	なかよしタイム (毎週水曜日) 縦割り班そうじ 業間体育	全PTAによる 街頭指導	日々のふれあい 観察・日記・ノート
4	「いじめ防止基本方針」の確認 「ひばりっ子のくらし」の確認 授業ルールの確認	学級開き 学級ルール作り 1年生を迎える会	PTA総会 「いじめ防止対策 方針」の啓発	情報交換

		校外班会		
5	学級経営案の作成	市陸上大会練習 市陸上大会	学級経営方針の説明	
6	いじめ防止校内研修 アンケートQ U（予定）	修学旅行 マラソン大会	「人権・同和教育」 に関する授業公開	心のアンケート 教育相談
7	夏休み前の生活指導 取組の評価	児童総会 校外班会	個人懇談	
8	アンケートQ Uの結果を受けての 結果分析			
9	アンケートQ Uの結果を受けての 情報交換、事例研究	校外班会 運動会 市体操大会練習		アンケートQ Uの 結果を受けての教育 相談
10	アンケートQ U（予定）	市体操大会練習 市体操大会 音楽祭練習	「性に関する授業」 授業公開 学校保健委員会	
11	校内研修	学習成果発表 連合音楽祭 マラソン大会		心のアンケート 教育相談
12	冬休み前の生活指導 取組の評価 アンケートQ Uの結果を受けての 結果分析	人権集会 校外班会 児童総会	個人懇談 学校評価アンケート	
1	アンケートQ Uの結果を受けての 情報交換、事例研究	校外班会		アンケートQ Uの 結果を受けての教育 相談
2	校内研修	縄跳び大会 鼓笛引き継ぎ式 児童総会	学級懇談会	心のアンケート 教育相談
3	春休み前の生活指導 1年間の取組の評価	6年生を送る会 校外班会		

★委員会主催による異学年交流を意図した集会活動の実施予定

- ① 図書委員会 ペア読書
- ② 保健体育委員会 学校保健委員会への参加
 全校遊び（昼休み）
- ③ 広報委員会 人権集会（12月）

8. いじめ防止基本方針の評価

- ① 人権委員会の開催
- ② いじめ問題の取組等についての自己評価を PDCA サイクルにしたがっておこない、教職員評価システムと関連しながら改善を図る。